

運研究をめぐるトピックの論点整理

— 徳、幸福、平等、そして責任 —

竹中 信介

目次

1. はじめに—人生の舞台裏—
2. 運をめぐる先行研究
3. 運・徳・幸福
 - (1) 徳福一致という理想
 - (2) 「幸運」転じて「不幸」となる
 - (3) 徳の形成に影響を及ぼす運
4. 運と平等
 - (1) 現代正義論及び現代社会における平等の位置
 - (2) 運平等主義とは何か
 - (3) 運平等主義への批判
5. 運と責任
 - (1) 責任の帰属先の内と外
 - (2) 道徳的責任の評価に及ぼす運の影響
 - (3) 道徳的責任の評価における2つの軸
6. おわりに—自他の運命を動かす契機としての運—

1. はじめに—人生の舞台裏—

筆者は、令和元年（2019）7月3日に開催された道徳科学研究センター（現：道徳科学研究センター）のモラルサイエンス研究会において、「道徳における偶然性の問題」を取り上げ、哲学者の九鬼周造（1888-1941）の主著『偶然性の問題』（1935年）を主軸に、偶然性の意味について検討することで、道徳における偶然性の問題に関する予備的考察を行った。その報告¹⁾の末尾で、今後の課題の1つとして「道徳における運」という問題を挙げた。

近代の倫理学、例えばI. カント（1724-1804）流の義務論やJ. ベンサム（1748-1832）流の功利主義では、いわば必然的・道徳論が展開されている。つまり、偶然や運²⁾といっ

1) この内容は、『モラロジー研究』85号掲載の拙稿「道徳における偶然性の問題に関する予備的考察—九鬼周造の偶然論を手がかりとして」にまとめたので、参照を乞う（竹中2020）。

2) 本稿では、偶然と運を近似概念として基本的に相互に置き換え可能と見るが、両者の違いを挙げるとするな

た、行為者の力ではコントロールが困難な要素を極力排除した志向性において、倫理・道徳を考察する立場である。哲学者の古田徹也によれば、例えばカントについては、「公正の原則をどこまでも貫徹させ、道徳をめぐる問題圏から運の要素をどこまでも排除しようと試みた論者として位置づけることができる」（古田 2019、264-265 頁）。ここでの「公正の原則」とは、「行為や行為者に対する道徳的評価は、偏りのない視点から、行為者の内面（動機、意図、計画等）のみを考慮して下されなければならない」（古田 2019、264 頁）という原則を指す。

本稿では、それとは逆に、倫理・道徳を考える際に、行為者の外面としての運の要素を積極的に考慮に入れる立場を取る。今回は、運研究をめぐる様々なトピックの論点整理を主目的とするため、筆者自身の主張や結論を提示することを直接的な狙いとはしない（ただし、本稿での考察を通して最後に帰納される結論には注目していただきたい）。なお、イメージ喚起のために補足的に言えば、（特に近代の）倫理学における「運」の位置づけは、物理学の計算問題における「摩擦（係数）」、古典派経済学における「（合理的経済人モデルに基づく人間の利己性に対する非合理的な）利他性」に比されるものであり、各分野でこれらの要素を排除あるいは捨象して一定の学問的な普遍法則を導こうとするものであった。

人生（life／生命・生活）とは、偶然と必然の織り成す網の目において、各人がいかに生きるかに応じて運ばれていくものであり、そのようにして折り重なっていくものを運命と呼ぶことができる。そうであるならば、人生そして運命を考えるうえでは、必然という固定的な要素だけを見て、流動的で当人によるコントロールの難しい運という偶然的な要素を無視することは、人生のいわば表舞台のみを見ることであり、舞台裏から目を背けることに他ならない。日の当たりにくい舞台裏にこそ、焦点を当てなければならない。そうすることで、人生は全体として理解することが可能となるのである。

2. 運をめぐる先行研究

運研究をめぐるトピックの抽出に当たっては、主に運と道徳に関わる哲学的・倫理的な研究に焦点を当てるが、本稿では適宜、法哲学や政治哲学において扱われる運の問題にも触れることにしたい。³⁾

まず、古代ギリシア時代から現代までの運をめぐる倫理学史が体系的に整理された古田徹也『不道徳的倫理学講義—人生にとって運とは何か』（2019 年）が 1 つの参照軸となる。また、1980 年前後に道徳哲学・倫理学の分野において「道徳的な運（moral luck）」という問題を提起した現代の英米圏を代表する 2 人の道徳哲学者バーナード・ウィリアム

らば、「偶然」が価値の入らないニュートラルな言葉であるのに対して、「運」のほうは出来事の重要性としばしば深く関係する（古田 2019、20-21 頁）。例えば、「運よく令和 3 年発行の 500 円玉を入手した」と言うが「偶然よく令和 3 年発行の 500 円玉を入手した」とは言わない。

3) 他にも、自然科学系の分野（物理学や脳科学、複雑系科学など）でも、運研究は進められているが、それに関しては今後の課題としておきたい。

ズ（1929-2003）及びトマス・ネーゲルの論文は、現代的な運と道徳の問題を議論するうえで外せないものである。⁴⁾さらに、現代正義論における「平等主義（egalitarianism）」の文脈で運の問題が議論されているため、これも参照軸としたい。

これらの先行研究の精査を通して浮かび上がってきたトピックを挙げると、「運・徳・幸福」「運と平等」そして「運と責任」である。⁵⁾以下、トピックごとに論点を整理していきたい。

3. 運・徳・幸福

筆者は以前、古代ギリシアの哲学者・アリストテレス（前384-前322）における「正義（δικαιοσύνη ディカイオシュネー）」と「愛（φιλία フィリア）」という徳を取り上げ、両者がいかに関わっているのかという視点から、いわば「徳の構造」を明らかにした。⁶⁾そこでは、『ニコマコス倫理学』を中心的に取り上げたが、「運」の問題には触れなかった。アリストテレスが徳との関連で運に触れている箇所は、同書では第1巻第8～11章、第7巻第13章などであり、該当箇所では幸福論が問題となっているため、運・徳・幸福の三者の連関を明らかにすることが、研究上の方法として適切であると考えられる。また、彼の『自然学』では「τύχη テュケー（運）」は、「τὸ αὐτόματον・アウトマトン（偶然）」に比べ、主に無生物や物ではなく人間に関わる事柄に関連して説明されている（アリストテレス2017）。その意味で、テュケーは「運命」や「めぐり合わせ」の意味合いが強く、九鬼周造が探求していた偶然性の議論に通じ、筆者の偶然の捉え方にも通じる場所である。ただし、本稿では紙面の制約上、『自然学』の具体的な検討は割愛し、『ニコマコス倫理学』に限定してアリストテレスにおける運の議論を追うことにしたい。

(1) 徳福一致という理想

アリストテレスは、ある1つの概念の意味を明確化する際の常套手段として、一般の人々の通念を参考に議論を構築する。「幸福（εὐδαιμονία エウダイモニア⁷⁾）」についても、一般的な見解を参考に以下のように述べる。

「幸福というのは、或る人たちには徳だと思われていて、別の或る人たちには思慮深さだと思われ、また別の或る人たちにはある種の知恵だと思われているし、また別の或る人たちにはそれら〔すべて〕か、それらのうちで快樂が伴ったものか、快樂なしではありえ

4) ウィリアムズとネーゲルの「道徳的な運」の議論を詳細に検討した論文として、古田（2017）がある。

5) この他にも、「運と自由」「運と意志」「運と遺伝子」などのトピックも考え得るが、これらに関しては神経科学や脳科学、進化生物学の知見を踏まえて、今後、探求していきたい（最新の関連文献に、クリッチロウ2019/2021、吉川2014/2021がある）。

6) 平成30年〔2018〕9月3日、「道徳科学研究センターゼミ」にて報告。

7) 「daimon（神霊）」の「eu（恵み）」という語源的な語感があり、人生をトータルに眺めた評価の観点を含む。「幸福な感じ」という意味合いが強く、日本語の幸福や英語のhappinessとは、ニュアンスが異なっている（アリストテレス2015、35頁の訳注を参照）。日常語としては「繁栄」「万福」「隆昌」を意味する（アリストテレス1973、364頁の訳注を参照）。

ないものだと思われており、さらにはまた別の人たちはこれに、外的な恵み⁸⁾を付け加えるからである」(アリストテレス 2015、66 頁 [括弧内は訳者による補足、以下同様])

ここでは、幸福を定義するにあたり、「徳 (ἀρετή アレテー⁹⁾)」「思慮深さ [賢慮] (φρόνησις フロネーシス)」「知恵 [智慧] (σοφία ソフィア)」「快樂 (ἡδονή ヘドネー)」「外的な恵み [善・繁榮] (τά ἐκτὸς ἀγαθὰ タ・エクトス・アガタ)」が差しあたった候補として検討されている。現代的な一般通念に照らして考えてみても、快樂や外的な恵みが幸福を捉える際に有効な要素と考えられることもあろう。しかし、アリストテレスは、そうした快樂や外的な恵みという要素にとどまらず、徳と幸福の連関を強調し、「われわれの説は、幸福とは徳である、あるいはある種の徳であるとする見解と合致している」(同前)と述べている。これは、いわゆる「徳福一致」の立場と言われるものである。ここで注釈を加えると、彼にとっては、その徳が発揮された状態が好ましい。つまり「徳に基づいた活動が幸福を決定する」(アリストテレス 2015、79 頁)というわけである。

ただし、彼自身、快樂や、運に関わる生まれの良さ・外見の美しさなどが幸福に与える影響についても一定程度認めている点には注意しておく必要がある (アリストテレス 2015、70 頁)。

(2) 「幸運」転じて「不幸」となる

そこで、たまたま生じる「幸運」をそのまま「幸福」とみなすことができるのかという問いをめぐって、アリストテレスがどのように考えていたのかを確認したい。

「運が付加的に必要となることを理由に、ある人々には幸運は幸福と同一であると思われる。しかし、これは正しくない。なぜなら、幸運でさえ超過すれば幸福の妨げとなつて、そのときには、もはやこれを幸運と呼ぶことさえ正しいことではなくなるからである」(アリストテレス 2016、170 頁)

これは、努力せずに (例えば宝くじに当たり) 大金持ちになったり、分不相応な社会的地位が突然得られたりする場合などを考えると分かりやすい。彼らは、一時的に幸運であるかもしれないが、その度が過ぎ、徳に基づく活動と徳による自己の生活の統御が十分にできなくなれば、幸福は妨げられ、もとの運を「幸運」とは呼べなくなってしまうのだ (アリストテレス 2016、171 頁訳注の例を一部改変)¹⁰⁾

故にアリストテレスは、「あらゆる運不運に立派に耐え、与えられた状況のもとにそのつど最善のことを為す人」を「真に善き人」や「思慮深い人」と呼び、さらに「幸福な人は、移ろいやすかったり容易に動かされたりはしないのである」という高い理想的立場を表明するのである (アリストテレス 2015、82 頁)。しかし、理想主義を貫くさすがのアリ

8) アリストテレスは「善」を、①「外的善」(財産や名誉や権力)、②「身体的善」(健康や美貌)、③「魂の善」(徳)に区分するのだが、この用法はプラトンの『エウテュデモス』『ピレボス』『法律』などにも見られる (アリストテレス 2014、43 頁の訳者注を参照)。

9) アレテーは、人がそれぞれの領域、それぞれの場面で発揮しうるその人の「器量」「力量」が原義であり、道徳的な意義はこの字義には必然的には内含されないが (アリストテレス 1973、366 頁の訳注を参照)、ここでは通例にならない「徳」を訳語として採用しておくことにしたい。

10) ただし、「地位 (肩書) が人物を作る」という考え方を取れば、アリストテレスへの反論が可能になる。

ストレスも以下のように、「大きな不運」が度重なる場合には、幸福が保てなくなることを認めている。

「幸福の状態から動かされることは容易には起こらない。そのような変化は、ありきたりの不運によって起こることはないが、大きな不運が多く重なることによって起こるのである。そして、こうした状態からわずかな時間でふたたび幸福になることはできないだろう。ふたたび幸福になるには、一定の長い充実した時間が必要である。それだけ長い時間をかけてその人は、数多くの偉大で見事なことができるようになるのである」(アリストテレス 2015、82 頁)

ここでは、度重なる不運の連続によって幸福の状態が失われることが確認され、さらに、長く充実した時間を経て幸福の状態に戻る云々、という新たな論点が追加されている。これについては、歴史上(偉人や賢人の事績等)、あるいは現代的な文脈上(カウンセリングやケア等)も様々な事例が想定され、実際上において重要かつ切実な問題でもあるのだが、本稿の主眼である運研究のトピックの論点整理という課題からは大きく逸れるため、これ以上は深入りしないことにしよう。

そこで次に考えるべきは、我々は運とどのように向き合えばよいのか、という問題である。ここでのアリストテレスの幸福論に沿って言えば、幸福を支える徳が運とどのように関わるのか、という問題である。

(3) 徳の形成に影響を及ぼす運

アリストテレスは基本的には、「人間の生はこうした運をも合わせて必要とはするが、ちょうどわれわれが語ったように、徳に基づいた活動が幸福を決定する」(アリストテレス 2015、79 頁)という立場を取り、運よりも徳(に基づいた活動)が幸福を決定する、という思想を持っている。さらに、「人間のはたらきのうち、徳に基づいた活動ほど安定しているものは、ほかにはないからである。実際、徳に基づいたさまざまな活動は、さまざまな知識よりもいっそう安定したものだと思われる。そして、そうした徳に基づいた活動そのもののうちでも、もっとも価値のあるものが、[ほかのものより]いっそう安定している。なぜなら、その活動のうちで、幸福な人たちは、もっとも良く、そしてもっとも持続的に人生を送るからである」(アリストテレス 2015、80 頁)とも述べ、徳に基づいた生活の安定性と、幸福な人は持続的に人生を送ることができるという点を指摘している。

このような見方からすれば、確かに「運」のほうは、「徳」に比べて自己の裁量が及びにくいという意味で、安定的でなく、持続性にも欠けると言える。しかしながら、安定的に見える徳自体も、運の影響を受けて形成されるのではないか、という論点は指摘しなければならない。そのことを、「生まれつきの素質」と「習慣づけ」という視点¹¹⁾から、主に古田(2019)の論点を追う形で跡づけてみたい。

アリストテレスの考えでは、「人為的でない生まれつきの素質——自然——と、それか

11) この視点は当然、「性が習いか」「遺伝か環境か」という古典的な問いにも関係するものである。

ら習慣づけの両面が、徳を身につけるために不可欠」(古田 2019、142 頁、ルビ原文)である。ただし、古田が指摘するように、アリストテレスが重視するのは明らかに「習慣づけ」の方であり、幼少の頃からある仕方に習慣づけられるか、それとも別の仕方に習慣づけられるかという違いは、わずかなものではなく、全面的な違いをもたらす、との立場を取る(古田 2019、142-143 頁)。

そして、次の古田の指摘は實際上、的を射ており重要である。「もしそうだとすれば、徳を備えることにとって決定的な要素である習慣づけの内実は、まさに運次第だと言えるだろう。というのも、子どもは当然、自分がどのような環境で育ち、どのように習慣づけられるかを選ぶことができないからである」(古田 2019、143 頁、傍点原文。)さらに続けて、「それだけではない。生まれつきの素質という、そもそも習慣づけが可能かどうかの前提条件となるものも、自分ではどうすることもできない要素である。だとすれば、これもやはり運の産物と見なしうるだろう。つまり、生まれつきの素質にせよ、習慣づけにせよ、各人が徳を備えることを可能にする主要な要素は、いずれも運の影響を深く受ける」(同上)と述べていることを踏まえると、徳の形成には運の影響が深く関わっている、という事実が確認できる。

ここまで見てくると、運という外的な要素は、人間の徳、さらには幸福に影響を与えるものとして無視できないことがわかる。それどころか、積極的に考慮すべきものと考えなければならない。その意味では、「運よりも徳が幸福を形成する」というアリストテレスの発想は、「徳も幸福も運によって多分に規定される」と言い換えなければならない。

以上、運と徳と幸福は相互にいかに関わるのか、というトピックの論点を整理することによって、各自の人生(運命)を構成する先天的な要因(生まれつきの気質や容姿)及び後天的な要因(環境や習慣づけ)は運の影響を強く受けており、その運が各人の徳や幸福の形成にも多大な影響を及ぼしている、という事実に帰結した。

このような帰結は次のトピック「運と平等」にも直結する。というのも、次に検討するのが、先天及び後天における運の影響を考慮して、社会的・経済的な格差を是正しようとする「運平等主義(luck egalitarianism)」という立場だからである。

4. 運と平等

(1) 現代正義論及び現代社会における平等の位置

正義論の構築を目的とする近年の法哲学や政治哲学における規範理論では、「平等」を軸に議論が展開されてきた。英米圏に限定すれば、1980~90年代にかけて、平等に関する議論は「いかなる平等が求められているのか」という論点を軸に進展してきた。各人が構想する善き生の追求に寄与する資源のみを等しくすべきだとする立場(資源の平等主義)から、資源のみならず様々な善き生を追求する可能性を等しくしなければ真に平等は実現しないとする立場まで、多様な構想が提起されてきた(井上 2017、1 頁)。

アメリカに目を向ければ、2011年のウォール街占拠（オキュパイ）運動を代表格とするデモが活発化するなど、国民の間に「不平等」をめぐる社会的不満が渦巻いている事実を指摘すべきであろう。また、昨今の日本社会に目を転じれば、非正規労働者と正規労働者の間、あるいは貧困層と富裕層の間の経済的格差の問題、生活保護受給者の増加の問題などに加え、昨年（2020年）からの新型コロナウイルス（COVID-19）禍中にあり、個人間あるいは、事業者間での経済的格差の問題が顕著になりつつある。¹²⁾このことは、まさに本稿で問うている運の問題に直結するのだが、この時代に、この場所（都心など）でたまたま飲食店を営んでいたがために、安定的な営業が不可能となり、利益を上げることができず倒産に追い込まれる、という事例が続出している。他にも、就職の内定を取り消された人々の問題も浮き彫りになっている。¹³⁾しかし逆に、都心であってもテレワークが可能なる人、あるいは地方で比較的行動制限の少ない人などは、たまたま仕事や事業を継続できている場合がある。日本では、コロナショックによる経済的損失への補填政策として、「一律10万円給付」という対応が進められたのは周知のとおりだが、その賛否が海外の迅速な対応にも比され、様々に議論されてきているのは記憶に新しい。上記のような議論は、まさに「平等」という視点を評価軸に争われているものと言えるが、次に運平等主義について検討したい。

(2) 運平等主義とは何か

運平等主義を考察するには、法思想史¹⁴⁾・政治思想史の文脈からは、J. ロールズ（1921-2002）の正義論、R. ノージック（1938-2002）らのリバタリアニズム（自由至上主義[自由尊重主義]）、M. サンドルやA. マッキンタイアらのコミュニタリアニズム（共同体主義）、R. ドゥオーキン（1931-2013）の資源の平等論、A. センやM. ヌスバウムのケイパビリティ（潜在能力）アプローチなどの論争の系譜を辿る必要があるが、本稿では紙幅の関係上、それらの議論は割愛し、運平等主義の内容を直接探ることにしたい。

運平等主義とは、ドゥオーキンが最初に提示し、R. アーネソン、G. A. コーエン（1941-2009）、K. L. ラスムッセン、S. セガルらが展開してきた立場である（広瀬編・監訳2018、242頁）。

以下では、まずE. S. アンダーソンの論文「平等の要点とは何か What is the point of Equality」を手がかりに、運平等主義の特徴を描いたあと、この主義に対して懐疑的な立場を表明しているアンダーソン自身による運平等主義批判の要点を検討したい。

12) これに関連して、社会の不平等（マクロ）を個人の生き方（ミクロ）と絡ませて議論した白波瀬佐和子『生き方の不平等』（2010年）は、本稿で扱っている「運と平等」というトピックの考察において示唆的であると同時に、現在のコロナ禍にあって、貧困や格差の問題を考えるうえで読み直されるべき書物であると考えられる。なお、「生き方」については、本稿の「5. 運と責任」の「(3) 道徳的責任の評価における2つの軸—狭義の道徳(morals)と広義の道徳(ethics)—」でも触れている重要なキーワードであり、ミクロの生活世界(Lebenswelt)における運の問題を考察する際の1つの鍵となるものである。

13) 市町村によっては、就職内定を取り消された学生を新規採用する地方公共団体もあるが、これはまさに運に左右された人々への救済措置として注目される。しかし、コロナショックへの対応が主業務であり、任期付きである場合が多く、根本的な解決策とはならない、という面もあることは把握しておく必要がある。

14) 現代正義論の展開については、中山ら（2019）、255-279頁を参照。

「運平等主義 (luck egalitarianism)」ないしは「運命の平等 (equality of fortune)」という立場では、「根本的な不正義とは運の分配における自然な不平等のことだとみる」(アンダーソン 1999/2018、68-69 頁)。アンダーソンはこの立場が依拠している2つの道徳的前提として、①「人々は値しない不運に対して補償されるべきであるということ」と、②「その補償は他者の値しない幸運の部分のみからなされるべきであるということ」を挙げる(アンダーソン 1999/2018、71 頁)。さらに、次の指摘は、先の「運・徳・幸福」のトピックでも触れた人生を構成する先天的・後天的要因の議論に鑑みても重要であり、要点が簡潔にまとめられてもいるため、やや長めに引用する。

「運命の平等の魅力の一部はその一見した人道主義的な印象からくる。良識ある人々は他者が何のしかるべき理由もなしに苦しんでいる——たとえば、子供が飢餓で死にそうになっている——のを目にしたとき、より幸運な人が手を差し伸べることは義務であると考える傾向にある。運命の平等の魅力の一部は、自らの遺伝的な資質や、自らの親や自らの生まれた場所といった出自の偶然に対してだれも「選択したわけではないので」値しないという、明らかに正しい主張の説得力からきている。このような主張は、自らの遺伝子や社会的環境に恵まれた人々による、そのような幸運から一般に生じる便益のすべてが本人に保持されるべきであるという主張の正当性を弱めるように思われる」(アンダーソン 1999/2018、71-72 頁)

遺伝的な資質や親や生まれた場所という出自に関することは、本人による選択・コントロールが不可能という点で、運に左右される要素である。そのような運を考慮に入れ、不運な境遇にある人々への支援や補償を考えようとする運平等主義の立場は、たしかに魅力的に映る。

さらに、運の分類に関する次の議論は、運平等主義の新たな地平を拓く。

「運平等主義者はすべて、個人が責任を負う(すなわち、その個人の自発的な選択から帰結する)結果と、責任を負わない(つまり、その個人の選択ないしは適理的に予見できたこととは独立に起こったよい/悪い)結果の間の区別に重きを置いている。運平等主義はこれを「選択運 (option luck)」と「所与運 (brute luck)¹⁵⁾」の区別と呼んでいる」(アンダーソン 1999/2018、74 頁)

運平等主義では、特に「所与(自然的)運」の方から帰結する不平等の是正に取り組もうとする点が特徴的である。つまり、当人の選択による運(例えば宝くじの購入や株式への投資等)ではなく、自然的に与えられた当人に責任を帰すことができない運(先天的疾患や自然災害)のほうに着眼し、その保証(補償)を考えるのである。

なお、「責任」に関しては、単純に当人の意志や選択¹⁶⁾を基準にその責任を当人に帰す

15) 「自然的運」や「むきだしの運」、「非選択運」とも訳される。

16) 本稿では、意志と選択を併記することで、「意志 (will) ⇒ 選択 (choice) ⇒ 行為 (action)」(意志が選択して行為に結びつく)という単純な進行図式を念頭に議論しているが、意志と選択を厳密に区分して議論する國分(2017)、130-135 頁のような立場もある。なお、國分は同書で、「責任」概念を、能動態 (active voice, する)でも受動態 (passive voice, される)でもない中動態 (middle voice)との関連で考察しているのだが、筆者は中動態の特徴を「なる」として捉えている。「なる」という態は、運や偶然という概念との相性がよく、例えば「結婚する

ことができないという困難な問題¹⁷⁾があるため、後ほど改めて検討するが、次に運平等主義への批判点を取り上げたい。

(3) 運平等主義への批判

上記でまとめた特徴のように魅力的な点を含む運平等主義ではあるが、これに対する批判点がいくつか提示されている。ここでも、アンダーソンのまとめが簡潔であるため、彼女の議論を参照する。

各論に入る前に彼女は「運命の平等は平等主義的理論なら満たさなければならないもっとも根本的なテスト——すなわち、その原理がすべての市民に対して等しい尊重と配慮を示していること——に合格できない」と述べて、運平等主義は「等しい尊重と配慮 (equal respect and concern)」に基づくテストに、以下の3点において合格できない、と考えている (アンダーソン 1999/2018, 69 頁)。

第1は、「運命の平等は、自らの落ち度であるという一見もっともな根拠に基づいて、一定の市民を自由の社会的条件を享受することから排除してしまう」(アンダーソン 1999/2018, 69 頁) という、「選択運」の結果として生じる不利益の保証への配慮がないことへの着眼から生じる、いわゆる「過酷性批判 (harshness objection)」(Voight 2007) である。¹⁸⁾この問題はパターナリズム (父権主義 [温情主義]) に陥る犠牲を払うことでしか回避できない (アンダーソン 1999/2018, 69 頁) ため、個人の自由や権利が制限されるというジレンマを抱えてしまうことになる。

第2は、「運命の平等によれば、市民が互いに対して権利を主張できるのは、一定の人々が自らの生や才能、個人的な資質の点で他者よりも劣っているという事実に基づく。それゆえ、そこから導き出される原理は、気の毒にも劣等であると国家によって烙印を押された人々に対して屈辱的な憐れみの態度を示してしまうとともに、幸運な人から不運な人へ財を分配する根拠として羨望をも擁護してしまうのである。そのような原理は不運な者にスティグマを与えるにとどまらず、どうして羨望が幸運な人に義務を課しうるのであるのかについて示せないがゆえに、幸運な人さえも尊重していない」(アンダーソン 1999/2018, 69 頁) という指摘で、いわゆる「平等性からの屈辱的な手紙」批判と、「羨望テスト (envy test)」に合格できないという批判である。前者の批判は、他の分配的正義の文脈全てに当てはまるのだが、アンダーソン自身はこれを的外れなことと考え、真剣に取り合っていない。この批判を受け容れてしまえば、社会保障 (補償) 全体が成立しなくなってし

ことになりました」という発言の裏には、自分の意志や選択のみならず、運や偶然の影響によって結婚に至ったというニュアンスが含まれていることがうかがえる (ただし、日本語での結婚報告の場合、よほど強い意志表明をするような特別の場合 (決断的な宣言など) を除き「結婚することになりました」とは言わないため、単に婉曲的に「なりました」という表現を使っているだけである、との見立ても可能ではある)。意志、選択、責任、そして運の関わり合いについては、中動態の問題をも含めて、今後も立体的に考察していきたい。

17) この指摘と同様のことを、政治理論・政治思想史が専門の齋藤純一は、運平等主義の文脈で「個人の自己責任を問える範囲を特定するのはきわめて困難」と述べている (齋藤 2017, 32 頁)。

18) 選択結果の過酷性をめぐる考察については、角崎 (2013) が体系的であり、本稿でも言及しているロールズ、ドゥオーキン、アーネソンさらにはアンダーソンらの哲学の検討も多くなされているため、参考にできる点が多い。

まうからだ。後者の批判については、ドゥオーキンの資源の平等論以降の論争があり、誰もが他者の資源を羨ましいと思わない状態 (envy-free)、つまり羨望テストが満たされた状態が、正義構想の必要条件として提起されている (Dworkin 1981, 2000)。

第3は、「運命の平等は、人々が自らの選択に対して責任を負うことを確固たるものとするために、人々の責任を行使する能力について屈辱的で押しつけがましい判断をなし、彼らの自由がどのように使われるべきかを実質的に指図する」(アンダーソン 1999/2018, 69頁) という批判である。これは、第1の批判にも通じ、各人の自由が自由として働かなくなることへの批判である。ここには、そもそも「平等」と「自由」を両立させることは可能なのか、という問題も伏在しているわけだが、どちらか一方を立てようとするれば、他方が倒れてしまうというトレードオフの構図になっているのだ。平等主義を貫こうとすれば、自由主義は成立せず、逆もまた真なりというわけである。リバタリアニズム陣営からすれば、「自由」を担保できない運平等主義は認められない。しかし、だからといって「平等」を無視しても良いことにはならない。このような平等主義 vs 自由主義の論争の先にはゴールが無いようにも見えるため、別の道を探る必要性を感じる。本稿での議論はここで終えるが、これは引き続き探求していくべき課題であろう。

以上、「運と平等」というトピックの論点整理を試みた。現代的な正義論の文脈では、「平等 (equality)」が問題になるわけだが、不平等をもたらしている一つの要因が運であると言うことができる。そこから、運平等主義という立場が出てくるのだが、上で確認したように、運平等主義には現代的な文脈において期待される点がある一方、批判点もある。ここではこれ以上の議論は避け、より詳しくは今後の考察に委ねようと思う。¹⁹⁾

5. 運と責任

(1) 責任の帰属先の内と外

先ほどから「責任」というキーワードが何度か浮かび上がっていたが、まず指摘したいのは、各人の意志 (意思) や選択を論拠に、それぞれの行為の責任が問われるのが一般的であるということだ。例えば、民事あるいは刑事事件では、故意²⁰⁾・過失²¹⁾の有無²²⁾や、

19) 運の平等論と平等主義的正義論の新たな展開に関しては、井上 (2017) が詳細に検討しており、大いに参考になるため、参照を乞う。

20) 刑法上は、犯罪に当たることを認識して、その内容を実現しようとする意思を指し、民法上は、不法行為の要件の一つであり、自己の行為が他人の権利・利益を侵害することを認識しながら、あえて行為する心理を指す (三省堂編修所編 2020, 173頁)。

21) 注意義務に違反して、認識すべきことを認識しなかったこと。民法上は、過失ある行為によって他人に損害を与えた場合には不法行為責任を負い、刑法上は、故意処罰の原則から、特に過失を処罰する犯罪類型に限って処罰の対象になる (三省堂編修所編 2020, 67頁)。

22) 故意または過失によって他人の権利を侵害し損害を与えた場合でない限り、賠償責任を負わない、という「過失責任主義」(三省堂編修所編 2020, 67頁) が近代法の原則である。しかし、近年のように企業が引きこす公害や環境問題等、故意・過失の立証が難しい事例では、不法行為において損害が生じた場合に加害者がその行為について故意・過失が無くても損害賠償の責任を負う、という「無過失責任主義」が適用される場合もある。大気汚染防止法や製造物責任法、原子力損害の賠償に関する法律などが該当する (高橋ほか編 2016, 1260頁)。

善意（知らずに）か悪意（知りながら）²³⁾か、といった対立軸が問題（裁判）の争点となることはよく知られている。あるいは、刑法の規定によれば、違法性を弁識（しその認識に基づき行為）する能力の有無が責任能力²⁴⁾の有無を決するとされる。²⁵⁾これらには、当人の意志（意思）や選択がある行為に直結するためその責任を当人に帰することができる、という発想が根底にある。

このこと自体は、筆者自身、全面的に否定するつもりはない（否定すると法治国家及び人間社会は成り立たなくなるだろう）。しかし、ある行為（の結果）に対する責任とは、当人による意志や選択だけによって計れるものであるのかという疑問が浮かぶ。つまり、人間の内面（意志や選択）に由来する理由のみによって判断し、外的な要素を排除して行為の責任を問うてしまっても良いのか、という疑問である。

そこで登場してきたのが、運という外的な要素を積極的に考慮して個々の行為の責任を考えようとする立場である。学説史的には、法哲学者のジョエル・ファインバーグ（1926-2004）がその旗手であり、哲学者のトマス・ネーゲルとバーナード・ウィリアムズが続いている。本稿では、以下、法的責任に関する詳細な議論には立ち入らず、道徳的責任を中心に考察したい。

(2) 道徳的責任の評価に及ぼす運の影響

まず、ファインバーグの論文「法と道徳における問題含みの責任」に基づいて、道徳は運に免疫を持たないこと、つまり道徳は運の影響を免れない、という事実を確認したい。

ファインバーグによれば、従来の哲学者の多くは責任という概念を「道徳的責任」と「法的責任」とに大別し、前者の責任の帰属先を各人の心の世界に限定しようとしてきた。それにより、道徳の至高性や道徳の非偶然性といった観念を擁護してきた。この思潮の背景には、頭の中の思考や意志であれば行為者がコントロールできるという伝統的な発想がある。こうした内面の世界にのみ道徳は関係するから、道徳は運に対して免疫を持つ。しかし、彼は端的に以下のように批判する。思考や意志の形成にすら無数の外的要因が影響を与え、しばしば行為者のコントロールを超えていることは明らかである、したがって、道徳は運の問題と無縁ではあり得ない、というわけだ（ファインバーグ 1962/2018、古田 2019、284-285 頁を参考に要約）。

上記のアリストテレスの議論の箇所を指摘した「徳や幸福は運の影響を受けて形成される」という表現に寄せて言えば、「思考や意志は運の影響を受けて形成される」。さらに、

23) 法律学上、ある事情を認識していないのが善意、認識しているのが悪意とされ、道徳的な意味での善悪は意味しない。ただし、例外的に悪意という語が、他人を害する意思という意味で用いられることもある（高橋ほか編 2016、782 頁）。

24) 刑法上は、物事の善悪を認識し、その認識に従って自分自身の行為を制御する能力をいう。前者を弁識能力、後者を行動制御能力という（三省堂編修所編 2020、357 頁）。

25) 刑法 39 条では「1. 心神喪失者の行為は、罰しない。2. 心神耗弱者の行為は、その刑を減免する」と規定されており、心神喪失者は責任能力を欠き（責任無能力）、その行為は不可罰になり、心神耗弱者（限定責任能力者）の行為は必要的に軽減される。なお、心神喪失と心神耗弱との区別は裁判所によりなされ、医師の鑑定とは異なる判断を裁判所自らがすることもできる（三省堂編修所編 2020、340 頁）。

運に影響を受けた思考や意志が、ある行為に直結すると考えて良いのならば、当然、その行為の責任を問う際にも、運の問題を避けて通ることができない、という論理的帰結が導出される。

次に、ネーゲルによる「道徳における運〔道徳的な運・道徳上の運〕(moral luck)」の議論を参考に、道徳的責任と運の連関について考察したうえで、そこには困難な問題が内在していることを指摘したい。

ネーゲルの論文「道徳における運の問題 (Moral Luck)」を手がかりに、「道徳上の運」の説明から議論を始めたい。彼は以下のように述べている。

「ある人の為すことの重要な一面が彼の意のままにならない要因に依存しているにもかかわらず、その点において彼を道徳的判断の対象とみなすことをわれわれがやめない場合、その一面は道徳上の運 (moral luck) と呼ばれる」(ネーゲル 1979/1989、43 頁)

あるいは「当人の統制の下にある (意のままになる) という条件がつねに適用されるのであれば、われわれが自然に行っている道徳的評価の大部分がそれによって浸食されてしまうであろう。われわれが誰かを道徳的に判断する際の根拠となる事象は、一見そう見えるよりも多くの点で、当人の意のままにならないことがらによって決定されているのである」(ネーゲル 1979/1989、43-44 頁)とも述べていることを踏まえれば、道徳と運は避けがたく絡み合っていることがわかる。

上記の論点から帰結する 1 つの規範は、各人の道徳的責任を問う際に、運の影響は避けがたく関わっているという事実を踏まえなければならない、ということだ。

そこで、ネーゲルは、道徳的評価が運に左右される仕方にはどのようなものがあるのかという問題をめぐり、次の 4 つの分類を提示している。すなわち、①構成的運 (constitutive luck) — 「あなたがどのような種類の人間であるか、という問題である。[…] あなたの性向、資質、気性が問題なのである」(ネーゲル 1979/1989、46 頁)、②環境に関する運 (luck in one's circumstances) — 「あなたがどのような種類の問題や状況に出会うか、ということである」(同上)、③行為の原因 (cause) に関する運— 「先行する事情によって行為が決定される仕方に関する運」(同上)、④行為の結果 (result) に関する運— 「行為や計画が何らかの結果をもたらす仕方における運」(同上)、の 4 種類である。²⁶⁾

さて、ここで問題になるのは、諸々の行為が運に深く影響を受けることを理由に、道徳的責任はすべて免れるのかという問いであるが、無論そうではないだろう。運という当人のコントロールが及ばない外的な要素が存在するとしても、コントロールの可能な意志や

26) これらは畢竟、「境遇の運」と「結果の運」に大別される、という観方がある(古田 2019、290 頁)。さらに関連で、ネーゲルの議論は、総合人間学モラロジーの創筆者で法学博士の廣池千九郎(1866-1938)が『道徳科学の論文』(初版 1928 年、第 2 版 1934 年)の第 2 章第 3 項「道徳の実行とその効果との関係」において示した「道徳実行上の諸条件」の議論に通じる。廣池は、道徳を実行してその好果(好い結果という意味)を収めるには、少なくとも(一)動機、(二)目的、(三)方法、(四)時—(1)時代、(2)特別の時=機会、(五)所—(1)場所、(2)特別の場所=場合、(六)量、(七)質、という 7 つの条件が必要であると述べた(廣池 1928/1986、本文 93-94 頁)わけだが、運の問題は、直接的には「特別の時=機会」と「特別の場所=場合」という 2 条件に関わるものと考えられる。ただし、この部分の廣池の発想では、これらの条件を自らの意志でコントロールして道徳を実行すべきである、という意味合いが強いため、本稿の文脈からはむしろ、「(八)運」という条件を新たに付加したほうが適切ではないかとも考える。この提案については、読者の批判的検討を乞う。

選択という内面的な要素が道徳を成立させている²⁷⁾のは紛れもない事実である。ただ、これには困難な問題が含まれるのも事実である。それは、ある行為の道徳的責任を評価する際に、運の影響と個人の意志・選択の影響、それぞれをどの程度まで考慮すれば良いのかを見極めるのが非常に難しいということだ。

(3) 道徳的責任の評価における2つの軸—狭義の道徳 (morals) と広義の道徳 (ethics) —

上記の困難さの問題について、基本的には、個々の状況、人と人との間柄に応じて考えていくしかないのだが、ここでその考察の1つの手がかりとして、ウィリアムズが論文「道徳的な運 (Moral luck)」で示した画家のポール・ゴーギャン (1848-1903) の生き方を通して、道徳的責任を評価する際の2つの軸を提示してみたい。

ウィリアムズの描くゴーギャン像は、必ずしも史実に基づいている必要はなく、あくまでモデルとして提示されていることが重要であり、ゴーギャン以外にも類似した事例は実際に起こりうると考えられる。ゴーギャンは、自らの人生計画 (life plan) を深く考え抜き、1891年に芸術家としての飛躍を期して、妻子を捨てて南太平洋のタヒチに渡航し、現地で長期間に亘り滞在した。彼は家族のことやその他の道徳的要請、さらに他人のアドバイスなどを顧慮し、深く苦悩したのであるが、それでもなお、自分の可能性を開花させるためにはタヒチに向かう必要があると決断したのであった。この状況下では、彼の選択を正当化するものは、自身の成功以外にはない。つまり、彼は一種の賭けに出た、というわけである。そして、後 (特に彼の死後) に彼の作品は評価され、世界に対して芸術面で貢献することになった (ゴーギャンの事例についてはウィリアムズ 1981/2019、37頁以下、古田 2019、304頁を参照し、細部を変更した)。

この事例は、ゴーギャンが妻子を捨てた時点で、道徳的な運の考察対象には当たらない、との批判がネーゲル (1979/1989) らによってなされており、その点はウィリアムズ自身も認めている。一般的な意味での道徳の基準に照らせば、上記のゴーギャンは道徳的責任を免れることはできない²⁸⁾と言えるだろう。しかし、ウィリアムズが企図したのは、「道徳」という概念に含まれる多義性を示すことであった。彼は、狭義の道徳 (morals) としての (カント主義的な) 義務や責任だけではなく、広義の道徳 (ethics) としての「生き方」までを「道徳的な運」の射程に入れ、そのことをゴーギャンの事例を通して示して見せたのである (古田 2019、305-310頁)²⁹⁾。このような2つの軸 (いわゆる「道徳」と「生き方」) が、道徳的責任を評価する際の参照軸となるのである。

27) 本稿では、意志や選択という理性的な要素をもつばらの道徳の構成物として述べてきたが、道徳を考察する際には、情動や感情といった非理性的な要素をも勘案する必要がある。しかし、本稿での主眼は、コントロールできない外的な要素を「運」、コントロールのしやすい内的な要素を「意志や選択」として描くことで論点の明確化を図ることであるため、コントロールの難しい情動や感情については別途検討を要する問題であると考えられる。

28) 当然ながら、妻子を捨てること (経済的支援をしないこと) が、民法上の扶養義務違反に当たると判断されれば、「道徳的責任」のみならず、「法的責任」をも問われることになる。

29) ウィリアムズは後の論文で、狭い概念としての「道徳 (morality)」とより広い概念としての「倫理的なるもの (the ethical)」を明確に区別することになるため (ウィリアムズ 1985/1993、10-11頁)、ここで取り上げたゴーギャンの事例は「倫理的運 (ethical luck)」として位置づけなおすことができる (古田 2019、307頁)。

ここであらためてまとめれば、従来の倫理学で重視されてきた自己のコントロール可能な義務や責任のみならず、運という要素を多分に含んだ「生き方」までを含めて道徳的責任を考えることが重要なのである。ウィリアムズの倫理学では、功利主義 (utilitarianism) 批判の文脈で「全人性 [インテグリティ・全一性・統合性] (integrity)」という概念が重視される (Smart & Williams 1973)。それは、「よそから (from there)」の視点ではなく、「ここから (from here)」の視点 (ウィリアムズ 1981/2019、58 頁、傍点原文) を重視し、「私はいかに生きるべきか」(ウィリアムズ 1985/1993、8 頁) という問題を包含した倫理学なのである。³⁰⁾

以上見てきたように問題含みの「責任」という概念であるが、内面的な意志や選択のみならず、運という外的な要素を含めて、多角的に道徳的責任を考えていくことが人生上、必要ではなからうか。我々一人ひとりの人生にも、将来の運に賭ける選択は少なからず存在しているはずである。例えば自分に近い両親やきょうだい、恋人・友人・知人らの説得を振り切り、プロ野球選手 (や YouTuber など) になるという夢を追うこと、あるいは一般企業に就職せずに起業すること等々である。否、昨今の情勢では、ある一つの企業に就職することにも、安定的な身分の保証ということはある得ず、一種の賭けと言える。

本稿の最後に取り上げたゴーギャンの事例は、明らかに従来の意味での道徳的責任 (場合によっては法的責任) を問われるものであったが、今挙げた例のように人生は少なからず運という要素とともに成り立っているため、それらの行為者に対して一概に道徳的責任を帰すことはできないのである。この点を確認するところまでで本論部分の考察を終えることにしたい。

6. おわりに—自他の運命を動かす契機としての運—

冒頭で、「人生 (life/ 生命・生活) とは、偶然と必然の織り成す網の目において、各人がいかに生きるかに応じて運ばれていくものであり、そのようにして折り重なっていくものを運命と呼ぶ」と述べた。おわりに至って確認できるのは、必然的な意志や選択のみならず、運という偶然的な要素を含めて、我々一人ひとりの人生の全体が構成されている、という事実である。そして、その全体を運命と呼ぶことができるならば、我々の運命は各人の生き方次第で、固定的なものにもなり、流動的なものにもなり得るのだ。したがって、人生における運という要素にみずから気を配り触れようとする (そして、ときに運に賭ける) 生き方は、自他の運命を動かす契機となるのである。この点を本稿での考察の末に帰納された 1 つの結論として提示し、議論を終えようと思う。

30) その意味で、ウィリアムズの倫理学は、(狭義の) 道徳と実存の問題にまたがっているものと捉えられる (古田 2019、329-330 頁)。

参考文献

邦文：

- アリストテレス (1973) 『アリストテレス全集 13 ニコマコス倫理学』、加藤信朗訳、岩波書店。
- アリストテレス (2014) 『アリストテレス全集 15 ニコマコス倫理学』、神崎繁訳、岩波書店。
- アリストテレス (2015) 『ニコマコス倫理学 (上)』、渡辺邦夫・立花幸司訳、光文社。
- アリストテレス (2016) 『ニコマコス倫理学 (下)』、渡辺邦夫・立花幸司訳、光文社。
- アリストテレス (2017) 『自然学 (新版アリストテレス全集第4巻)』、内山勝利 [ほか] 編、岩波書店。
- アンダーソン、エリザベス (1999/2018) 「平等の要点とは何か」『平等主義基本論文集』広瀬巖編・監訳、勁草書房、65-129 頁。
- 井上彰 (2017) 『正義・平等・責任—平等主義的正義論の新たな展開』、岩波書店。
- ウィリアムズ、バーナード (1981/2019) 「道徳的な運」『道徳的な運—哲学論集一九七三〜一九八〇』、伊勢田哲治監訳、勁草書房、33-65 頁。
- ウィリアムズ、バーナード (1985/1993) 『生き方について哲学は何が言えるか』、森際康友・下川潔訳、産業図書 (ちくま学芸文庫として 2020 年に再版、著者名表記はバーナード・ウィリアムズに変更)。
- 角崎洋平 (2013) 「選択結果の過酷性をめぐる一考察—福祉国家における自由・責任・リベラリズム」『立命館言語文化研究』24 巻 4 号、立命館大学国際言語文化研究所、43-57 頁。
- クリッチロウ、ハナー (2019/2021) 「『運命』と『選択』の科学—脳はどこまで自由意志を許しているのか?」、八代嘉美監訳・藤井良江訳、日本実業出版社。
- 國分功一郎 (2017) 『中動態の世界—意志と責任の考古学』、医学書院。
- 齋藤純一 (2017) 『不平等を考える—政治理論入門』、筑摩書房。
- 三省堂編修所編 (2020) 『デイリー法学用語辞典 第2版』、三省堂。
- 白波瀬佐和子 (2010) 『生き方の不平等—お互いさまの社会に向けて』、岩波書店。
- 高橋和之・伊藤眞・小早川光郎・能見善久・山口厚編 (2016) 『法律学小辞典 第5版』、有斐閣。
- 竹中信介 (2020) 「道徳における偶然性の問題に関する予備的考察—九鬼周造の偶然論を手がかりとして」『モラロジー研究』No. 85、モラロジー研究所、ヨコ組 1-15 頁。
- 中山竜一・浅野友紀・松島裕一・近藤圭介 (2019) 『法思想史』、有斐閣。
- ネーゲル、トマス (1979/1989) 「道徳における運の問題」『コウモリであるとはどのようなことか』、永井均訳、勁草書房、40-63 頁。
- 廣池千九郎 (1928/1986) 『新版 道徳科学の論文 第一冊』、モラロジー研究所。
- 広瀬巖編・監訳 (2018) 『平等主義基本論文集』、勁草書房。
- ファインバーグ、J. (1962/2018) 「法と道徳における問題含みの責任」『倫理学と法学の架橋—ファインバーグ論文選』、嶋津格・飯田亘之編集・監訳、東信堂、475-487 頁。
- 古田徹也 (2017) 「現代の英米圏の倫理学における運の問題」『社会と倫理』No. 32、南山大学社会倫理研究所、3-14 頁。
- 古田徹也 (2019) 『不道徳的倫理学講義—人生にとって運とは何か』、筑摩書房。
- 吉川浩満 (2014/2021) 『理不尽な進化—遺伝子と運のあいだ』、筑摩書房 (増補新版)。

欧文：

- Dworkin, Ronald (1981), "What is Equity? Part 2: Equality of Resources.", *Philosophy and Public Affairs* 10, New York: Wiley, pp. 283-345.
- Dworkin, Ronald (2000), *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Cambridge, MA: Harvard University Press (『平等とは何か』、小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳、木鐸社、2002年)。
- Smart, J.J.C & Williams, B. (1973), *Utilitarianism: For and Against*, Cambridge, MA: Cambridge University Press.
- Voigt, K. (2007), "The Harshness Objection: Is Luck Egalitarianism Too Harsh on the Victims of Option

Luck.", *Ethical Theory and Moral Practice*, 10, Berlin/Heidelberg: Springer, pp. 389–407.

(本稿は、令和2年〔2020〕7月1日にZoomで開催されたモラルサイエンス研究会の報告資料に加筆・修正を施して作成したものである。)

付記

本稿の脱稿後（2021年4月）、「運と平等」の問題との関連で、能力主義の限界を指摘したマイケル・サンデルの2020年の著作 *The Tyranny of Merit: What's Become of the Common Good?* が日本で翻訳出版された（『実力も運のうち—能力主義は正義か？』鬼澤忍訳、早川書房）。その日本語タイトル『実力も運のうち』は、筆者の立場にそのまま通じるものである。サンデルが、エリート層の人々こそ、運に対して「謙虚さ」を持ち自らの能力を受け止め、活用していくべきだと考えているのは、運と平等の倫理学を考えるうえで非常に重要で、なおかつ今後の教育や社会の方向性にも影響を与えるのではないだろうか。筆者もさらに考えを深めていきたい（令和3年〔2021〕7月10日記す）。